

## 令和元年第8回五戸町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和元年12月11日(水) 午前9時30分から10時20分

2. 開催場所 五戸町役場 3階 第1・2委員会室

3. 出席委員 (16人)

会長	岩井 壽美雄 君	会長職務代理者	大沢 トモ子 君
3番	時田 宏 君	4番	川崎 良巳 君
5番	佐々木 一 榮 君	7番	中里 光明 君
8番	竹原 誠 君	10番	鈴木 幸雄 君
11番	三浦 弘文 君	12番	豊川 敏雄 君
13番	鳥谷部 甚一郎 君	14番	北村 勉 君
15番	柏田 雅俊 君	16番	[ 欠員 ]
17番	鳥谷部 孝雄 君	18番	三浦 房雄 君
19番	中川原 隆雄 君		

4. 欠席委員 (2人)

6番	高村 國昭 君	9番	佐々木 喜克 君
----	---------	----	----------

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 業務報告

第3 報告第8号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

第4 議案第31号 農地法第3条の規定による通知書の受理について

議案第32号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について

議案第33号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について

議案第34号 荒廃農地調査に伴う農地・非農地の判断について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	舩 沢 実 君
事務局次長	赤 坂 和 浩 君
総務班長	黒 沢 満 尋 君
主 幹	川 村 悦 子 君

## 7. 会議の概要

**会 長（岩井）** ただ今から令和元年第8回総会を開会いたします。

本日は、大変お忙しいところ御参集くださいまして厚くお礼申し上げます。

本日の総会の議事日程はお手元に配付してあるとおりです。  
よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

**事務局（舩沢）** 本日、6番 高村國昭委員、9番 佐々木喜克委員から欠席の旨通告がありましたので、ご報告いたします。

出席委員は18名中、16名で定足数に達しておりますので、総会は成立しております。

それでは、会議規則により、議長は会長が務めることになっておりますので、議事の進行をお願いいたします。

**議 長（岩井）** これより議事に入ります。日程第1の議事録署名委員の指名を行ないます。

会議規則第17条第1項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことに御異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

**議 長（岩井）** それでは、11番 三浦弘文 委員と18番 三浦房雄 委員にお願いいたします。

なお、本日の会議書記には事務局の赤坂和浩次長を指名いたします。

**議 長（岩井）** それでは、日程第2、業務報告について、事務局より説明をお願いいたします。

**事務局（赤坂）** 〔業務報告の朗読及び説明〕

**議 長（岩井）** 〔農業者年金セミナー及び研修会等の報告〕

**会長職務代理者（大沢）** 〔女性農業委員研修会の報告〕

**議長（岩井）** ただ今の報告について、発言のある方は挙手をお願いします。

**14番（北村）** 会長が行ってきました農業者年金のことですが、これはたとえば認定農業者とか年代的には何歳ぐらいの方でしたか。

**議長（岩井）** ●●の●●でいきますと、20代で4人、30代12人、40代17人、50代6人と結構若い人、20代30代40代の推進に力を入れていると。39人なんですけども、その推進以外窓口に来て入ったという方も14人いまして、実績53人ということです。推進以外でも結構入っていて、年代的にもバランスのとれた推進だなどと思っています。

**議長（岩井）** よろしいですか。それでは、以上で日程第2の業務報告を終わります。

**議長（岩井）** 次に、日程第3、報告第8号「農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について」を議題とします。  
事務局より説明をお願いします。

**事務局（川村）** 議案書の1ページ、参考資料の1ページをご覧ください。  
1番の農地の所在は、字下保戸沢、田、計2筆、面積は●●m<sup>2</sup>です。賃借人が規模縮小するため解約するものです。  
2番の農地の所在は、字八景●●、田、面積は●●m<sup>2</sup>です。賃借人が規模縮小するため解約するものです。  
3番の農地の所在は、大字切谷内字高田川原●●、田、面積は、●●m<sup>2</sup>です。賃借人の後継者が新たに借り受けるため解約するものです。  
4番の農地の所在は、字ウルエ長根下●●、畑、面積は、●●m<sup>2</sup>です。解約の理由は3番と同じです。  
5番の農地の所在は、字二階平●●、畑、面積は、●●m<sup>2</sup>です。解約の理由は3番、4番と同じです。  
以上です。

**議長（岩井）** ただ今の報告第8号について、発言のある方は挙手をお願いします。

(「なし」の声あり)

**議長(岩井)** よろしいですか。

特に発言がないようですので、報告第8号を終わります。

**議長(岩井)** ここで農地調査会、今月の担当調査委員は、3番 時田 宏委員と13番 鳥谷部甚一郎 委員です。調査委員席に着席ください。

(調査委員着席)

**議長(岩井)** 次に日程第4、議案第31号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。

事務局より説明をお願いします。

**事務局(川村)** 今月の農地法第3条の許可申請について説明します。

議案書の3ページ、参考資料の11ページをご覧ください。

今月の許可申請は、1議案3件です。

1番と3番は、売買による所有権移転に関する件、2番は贈与による所有権移転に関する件です。

1番から3番は、別添調査書にありますとおり農地法第3条第2項各号に該当するものではありません。ともに経営規模拡大・農業経営の安定を図るものであり、機械、労働力、技術、地域との関係などを見ても問題なく、農業委員会が定める別段の面積も超えていることから、許可要件を満たしていると考えます。

ご参考までに売買価格をお知らせします。

1番の売買価格は、●●円 10aあたり●●円です。

3番の売買価格は、●●円 10aあたり●●円です。

以上です。

**議長(岩井)** ただ今の説明に関連して、調査委員を代表して鳥谷部甚一郎委員から調査結果の報告をお願いします。

**鳥谷部甚一郎調査委員** 農地法第3条の許可申請に係る現地調査の結果を報告いたします。

議案書の3ページ議案第31号と参考資料の11ページをご覧ください。

12月3日に、岩井会長と時田宏委員及び事務局職員3名で現地調

査を行いました。

1番は、譲渡人が病気になり、県外へ在住している子どもの所へ行くことになったため、今後管理ができなく手放すことになったのと、譲受人は無農薬・低農薬のりんごを作付けする農地を探しており、県道橋向五戸線を何回か通行している時に、当該地が売り地であることを知り、作付けするのに状況が良好であったため、不動産屋を介して農地を売買するものです。

譲受人はりんごを作付けするそうです。

2番は、譲渡人と譲受人は親子で、譲渡人が高齢になってきているため、譲受人へ所有する農地を贈与するものであります。

譲受人は引き続き耕作するそうです。

3番は、譲渡人と譲渡人は知人で、譲受人が以前からこの農地を管理してきており、譲渡人から金銭的事情により申し出があり、譲受人へ所有する農地を売買するものであります。

譲受人は水稻、長芋、ニンニクなどを作付けするそうです。

以上で調査結果の報告を終わります。

**議長（岩井）** ありがとうございます。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

**8番（竹原）** 1番と3番は売買で、今聞いたら3番の方が3分の1の値段だが、地区的には同じあたりでないか。作付け内容は1番はりんご、3番は畑は長芋で、長芋を付けるのであればけっこういい所だと思うが、そのへんのところを教えてください。

**鳥谷部甚一郎調査委員** 【1番と3番の場所の説明】

**8番（竹原）** 住家にだいぶ近いみたいだが、3番。

**鳥谷部甚一郎調査委員** 住家にはちょっと離れています。村から5分から10分かかるのかな。

**8番（竹原）** やっぱり面積が小さい関係でこういう単価になるのかな。

**鳥谷部甚一郎調査委員** 周囲の状況があまり芳しくないのです。

**8番（竹原）** はい、わかりました。

**議 長（岩井）** その他ございますか。

（「なし」の声あり）

**議 長（岩井）** よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第 31 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

**議 長（岩井）** 全員賛成ですので、議案第 31 号は原案のとおり決定いたしました。

**議 長（岩井）** 次に、議案第 32 号「農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について」を議題とします。

ここで、議案第 32 号については、●●委員に関する事案であるため、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定により議事参与が制限されますので、審議終了まで退席をお願いします。

（●●委員 退席）

事務局より説明をお願いします。

**事務局（黒沢）** 議案書の 4 ページ議案第 32 号と参考資料の 19 ページをご覧下さい。

今月の農地法第 5 条許可申請は 1 議案 1 件です。

農地の所在は字蛭川村●●と字蛭川村●●、地目は畑、面積は合計●●㎡、転用目的は住宅と車庫建築による宅地になります。

農地区分は第 1 種農地と判断いたします。

以上です。

**議 長（岩井）** ただ今の説明に関連して、調査委員を代表して時田宏 委員から調査結果の報告をお願いします。

**時田宏調査委員** 農地法第 5 条の許可申請にかかる現地調査の結果を報告いたします。

議案書の4ページ議案第32号と参考資料の19ページをご覧ください。12月3日に岩井会長、鳥谷部甚一郎委員及び事務局職員3名で現地調査を行いました。

1番は、現在両親と同居していますが、独立して自己住宅を建築するため、隣接する農地を売買により取得し、住宅及び車庫を建築する計画です。

申請地は、第1種農地ですが、不許可の例外で集落接続となっており、北側は公衆道路、東側は住宅、西側南側は畑で、農業生産及び公衆衛生に支障のないよう処置し、家庭排水は合併浄化槽及び浸透枳により処置することとし、周囲に影響がないことを確認しております。

以上で調査結果の報告を終わります。

**議長（岩井）** ありがとうございます。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（岩井）** よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第32号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

**議長（岩井）** 全員賛成ですので、議案第32号は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。

調査委員の方々、ありがとうございました。

指定席へお戻り下さい。

ここで、●●委員を入室させて下さい。

（●●委員 入室・着席）

**議長（岩井）** 次に、議案第33号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について」を議題とします。

ここで、議案第33号の1番については、●●委員に関する事案であるため、農業委員会等に関する法律第31条の規定により議事参与が制限されますので、審議終了まで退席をお願いします。

(●●委員 退席)

事務局より説明をお願いします。

**事務局（黒沢）** 議案書の5ページ議案第33号をご覧ください。

五戸町長より令和元年11月25日付け、五農林第284号で農用地利用集積計画の決定を求められています。

1議案20件で合計面積は●●㎡です。

1番の農地の所在は大字豊間内字上一本松の田が1筆、大字豊間内字山崎の畑が2筆、面積は合計●●㎡で、5年間の賃貸借になります。賃借料は田は10aあたり●●円、畑は2筆で年●●円です。

**議 長（岩井）** これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

**17番（鳥谷部）** なんか、親戚関係かなんかあるのですか。

**事務局（黒沢）** ないそうです。

**議 長（岩井）** よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第33号の1番について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

**議 長（岩井）** 全員賛成ですので、議案第33号の1番は原案のとおり決定いたしました。

ここで、●●委員を入室させて下さい。

(●●委員 入室・着席)

**議 長（岩井）** 引き続き、議案第33号の2番から説明をお願いします。

**事務局（黒沢）** 引き続き説明します。

2-1番から2-10番までは借受け人は同じで、地目は全て田で、3年間の賃貸借、賃借料は10aあたり●●円です。

2-1番2-2番2-3番は所在は字姥堤になります。



2-1番は面積●●㎡、2-2番は●●㎡、2-3番は●●㎡です。  
2-4番は字太平楽の田が2筆、筒口川原が1筆、合計面積は●●㎡です。  
2-5番は字八景で1筆、面積は●●㎡です。  
2-6番は字姥堤の田が2筆、面積は●●㎡です。  
2-7番は字上根前の田が1筆、面積は●●㎡。  
2-8番、2-9番は字姥堤の田です。2-8番は2筆、合計●●㎡。  
2-9番は1筆●●㎡です。  
2-10番は字古堂後になります。1筆で面積は●●㎡です。  
3-1番から3-4番までの借受け者は今後新規就農者を申請する予定です。  
3-1番の所在は字ウルエ長根下、地目は畑、8年間の賃貸借、賃借料は年●●円です。  
3-2番の所在は字二階平の畑が1筆、面積は●●㎡、8年間の賃貸借で、賃借料は年●●円です。  
3-3番の所在は字狐森、この地目は登記上牧場になっていますが、畑として利用する予定です。面積は●●㎡の内、●●㎡で3年間の賃貸借、賃借料は10aあたり●●円です。  
3-4番は大字切谷内字高田川原の田が1筆、面積は●●㎡、8年間の賃貸借、賃借料は年●●円です。  
3-1、3-2、3-4の農地は議案書の1ページ報告8号で合意解約した農地で、父親が借りていたものを合意解約して、息子が借り受けるものです。  
4番の所在は大字上市川字中平の田が1筆、面積は●●㎡、5年間の賃貸借で、賃借料は年に●●です。  
5番6番は町有地になります。賃借料は10aあたり●●円です。  
5番の農地の所在は大字倉石又重字中崎、畑が1筆、面積は●●㎡、3年間の賃貸借です。  
6番の農地の所在は大字倉石又重字中崎で畑が2筆、面積は合計●●㎡、1年間の賃貸借です。  
7-1番、7-2番は中間管理機構への貸し出しになります。  
7-1番の農地の所在は大字切谷内字明夫沢の畑が2筆、面積は合計●●㎡、2年間の賃貸借、賃借料は10aあたり●●円です。  
7-2番の農地の所在は大字倉石又重字館向下平の田が8筆、畑が1筆、大字倉石又重字牧内の田が7筆、合計16筆、面積は●●㎡、20年間の使用貸借です。  
7-2の農地は中間管理機構から十和田市●●の会社が借りる予定

です。

以上の計画の内容は、経営面積、従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上です。

**議長（岩井）** これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

**8 番（竹原）** 11ページの7-2、県の支援センターで借り受けするのだが、だいたい筆数があるが、制度に則って貸し付け者に資金が出るのか。この制度はまだあるの。

**事務局（黒沢）** あります。協力金ですね。

**8 番（竹原）** これは本人に事前に教えているの。そういうのあるのを。

**事務局（黒沢）** 中間管理機構の担当は農林課の方になっていますので、農林課の担当者は教えているかと思います。

**8 番（竹原）** その辺のことをやっぱり農業委員会でも本人に確認しておいた方がいい。

**事務局（黒沢）** わかりました。

**8 番（竹原）** 我々はやはりしゃべるには、周りの人に2筆以上あれば県からもお金が出るのでと貸借に言っている。

8ページと9ページの●●さんの新規就農するのだが、主に畑には何を付けるの。貸付期間の8年はどこからでたの。

**事務局（黒沢）** 8年というのは、借りる人貸す人のお互いで決めたことです。

**8 番（竹原）** 町の方としても別に8年にとらわれないの。

**事務局（黒沢）** そうです。何年でもとらわれません。  
長ければ10年でも。

**8 番（竹原）** 主に畑には何を付けるの。

**事務局（黒沢）** これには野菜としか記入されていませんけれども、これからになると思うのですが、この方は●●の短期で研修を受けた方のようです。

**8 番（竹原）** 牧場あたりを畑にするみたいだが、やっぱり相当土がやせていると思うので、新規就農だし村なり町なり農協なりが支援して指導して作物を選定してあげないと大変だと思う。その辺農林課と相談して充分にやって下さい。

**事務局（黒沢）** はい、わかりました。

**19 番（中川原）** 基盤法でやるのもいいんですが、五戸町がよく研修なんかにいきますと、中間管理機構をできるだけ使って欲しいと、普及率がどうのこうのとよく言われるわけでございます。今気をつけて見ますと、2番からでございます、●●さん、皆さんご存じだと思います、お父さんが亡くなっておそらく娘さんが再設定すると思うんですが、これを基盤法から中間管理機構を通してやったらという指導はされているんですか。これは農業委員会で指導しなければならないと思います。中間管理機構は農林課、事務局は違いますのでその辺は知っているわけでございますが、農業委員会に来た場合については、町部局と協議をしてこの手続の問題で管理機構に移して行った方が今後ともメリットが結構あるし集積率も高くなるのではないかと、私は毎回これ気になっています。もう少し指導を強めてそっちに移行したらいかがでしょうか。これ提案でございます。質問ではございませんので、答弁は結構ですから、よろしくお願ひしたいと思っていました。

**事務局（黒沢）** わかりました。

**8 番（竹原）** 今の話しに関連するのだが、農林課ともちろん様々な面で密接に関わりがあって隣り合っているのだし、月に1回こういう会議を開いているのか。打ち合わせ会みたいなものを。

**事務局（黒沢）** 定期的にということはありませんが、何かあった時はその都度協議しております。

**17 番（鳥谷部）** さっきの質問の中川原さんのので、わかっていたらお願ひし

ます。

**事務局（黒沢）** 今回のではなく、前の●●さんの時に母親と娘さんと来て手続するのですが、一応そのようなことを伝えたら、結構貸している所有者が年配の方が多いということで、年配の方には現金で持っていくと喜ばれるということです。銀行振込になれば銀行まで行くのが面倒な方もあると思います。年に1回顔を見てあいさつをしてということは聞いておりました。

**2 番（大沢）** ●●さんは何歳、まだ●●代でしょ。

**事務局（黒沢）** ●●歳になっております。

**2 番（大沢）** もしかしたら、お父さんは●●に。

**事務局（黒沢）** そうです。

**議 長（岩井）** よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第33号の2番からについて、原案のとおり決定することに賛成の方は決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

**議 長（岩井）** 全員賛成ですので、議案第33号の2番からは原案のとおり決定いたしました。

**議 長（岩井）** 次に、議案第34号「荒廃農地調査に伴う農地・非農地の判断について」を議題とします。

事務局より説明をお願いします。

**事務局（赤坂）** 議案書の13ページ議案第34号と参考資料の33ページをご覧ください。

荒廃農地調査に伴う農地・非農地の判断についてでございます。

1番の大字倉石又重字牧内の田、1筆について11月11日所有者より、登記地目は雑種地であり20年以上前から通作路及び法面となっており農地として使用していないため非農地としたいとの申し出

があったものです。

令和元年12月3日の農地調査会で確認した結果、農地法の運用について第4の(4)に該当し、再生利用が困難と見込まれる荒廃農地について、農地法第2条第1項の農地に該当しない非農地として決定を求めるものでございます。

1筆、●●㎡でございます。

以上です。

**議長(岩井)** これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

**17番(鳥谷部)** この方の年齢はどれぐらいですか。

**事務局(赤坂)** 年齢はちょっとわかりません。  
けっこう若い方だと思います。

**8番(竹原)** 今現在十和田市だけども、元々倉石でないか。

**事務局(赤坂)** いいえ、元々十和田だと思います。

**8番(竹原)** 牧内だから。

**事務局(赤坂)** 元々十和田だと思います。

**8番(竹原)** 十和田の●●の方、その人が倉石に持っているわけだな。

**議長(岩井)** よろしいですか。それでは採決いたします。  
議案第34号について、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

**議長(岩井)** 全員賛成ですので、議案第34号は、非農地とすることに決定いたしました。

**議長(岩井)** 以上で、本日の日程はすべて終了しました。

これをもって、令和元年第8回五戸町農業委員会総会を閉会いたします。

五戸町農業委員会会議規則第17条第1項の規定によりここに署名する。

令和元年12月11日

五戸町農業委員会総会議長

議事録署名委員

議事録署名委員